

高くなった方

次のいずれかの要因が考えられます。

①土地の課税標準額が上がった。

②新築住宅に対する軽減が終了した。

▽家屋を取り壊したのに、税額が昨年度より高くなった方
土地の上に一定要件を満たす住宅があると、その土地に係る税額が特例により軽減されます。

しかし、住宅を取り壊すことでその特例から外れ、税額が高くなる場合があります。
▽家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらない

家屋の評価額は、再建築価格（評価当初の価格）に経年劣化を減点補正する「経年減点補正率」のほか、「再建築費評点補正率」（建築物価上昇率）などを掛けて求められますが、これらの補正は、3年に1度の評価替えの年に行われることから、今年度の評価額に変更はありません。

軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に対して課税されます。

使用していない軽自動車等の廃車手続きをしていない場合は、軽自動車税が課税され続けますので、早急に手続きをお願いします。

納税通知書 5月上旬に送付します。



後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方（65歳以上で一定のしよがいのある方を含む。）が加入者となって納めていただくものです。

保険料率などは、2年に一度見直されますが今年度の税率については昨年度と同様です。

納入通知書 普通徴収の方の納入通知書は、6月上旬に送

付します。

年金から特別徴収となる方は、7月中旬に決定通知書を送付します。

口座振替をご希望の方は、事前にお申し出ください。



減免について

減免とは、納付すべき額の一部または全部を免除するものです。

次に該当すると思われる方は、納税通知書が届いてから納期限の7日前までに申請してください。

軽自動車税の減免

軽自動車の所有者（使用者）本人やご家族に一定のしよがいがあるなどの場合に、減免を受けることができます。

その他の減免

解雇・病気・災害などで以前より著しく所得が減少したなどの場合に、減免を受けることができます。

ただし、生計を一にする方の資力の状況などにより生活に支障がないと認められるときは受けられません。

※減免に該当すると思われる方、何らかの理由で納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

平成29年度

町税等納期限一覧

今年度の納期限は、下表のとおりです。
期限までの納入に、ご協力ください。



納期限	期別	税目	期別	税目
5月31日	—	軽自動車税		
6月30日	1	町・道民税	1	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
7月31日	1	固定資産税	2	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
8月31日	2	町・道民税	3	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
10月2日 ^(※)	2	固定資産税	4	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
10月31日	3	町・道民税	5	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
11月30日	3	固定資産税	6	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
12月28日	4	町・道民税	7	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

※月末が土日のため翌日となっています。